

育児休業取得率の男女間格差と目にみえない補助金

(週刊ダイヤモンド「データフォーカス」欄、2004年11月号予定)

一橋大学教授 高山憲之

リード

日本で男性が育児休業を取得することは皆無に近い。育児は母親の役割という観念が強いからだ。この観念が出生率低下の一因となっている。

古代ローマでは奴隷身分の者でさえ子育ての楽しみを享受することができた。現代日本においては男性の大半がその楽しみを奪われてしまっている。

周知のように女性が育児休業をとることは日本ではほぼあたりまえのことになった。ところが男性で育児休業をとる人は現在においてもほとんどいない(左図参照)。

育児休業を取得すると育児休業手当を受給できる。現在、休業前賃金の30%が休業中に、そして職場復帰するとその六ヶ月後に休業前賃金の10%(合計40%)を育児休業手当として受給できる。さらに休業中は本人負担の社会保険料が免除される。その結果、育児休業を取得すると収入は休業前の実質50%強になる。

このとき夫の賃金が妻のそれより高い場合、妻が育児休業をとった方が収入減は少なくてすむ。

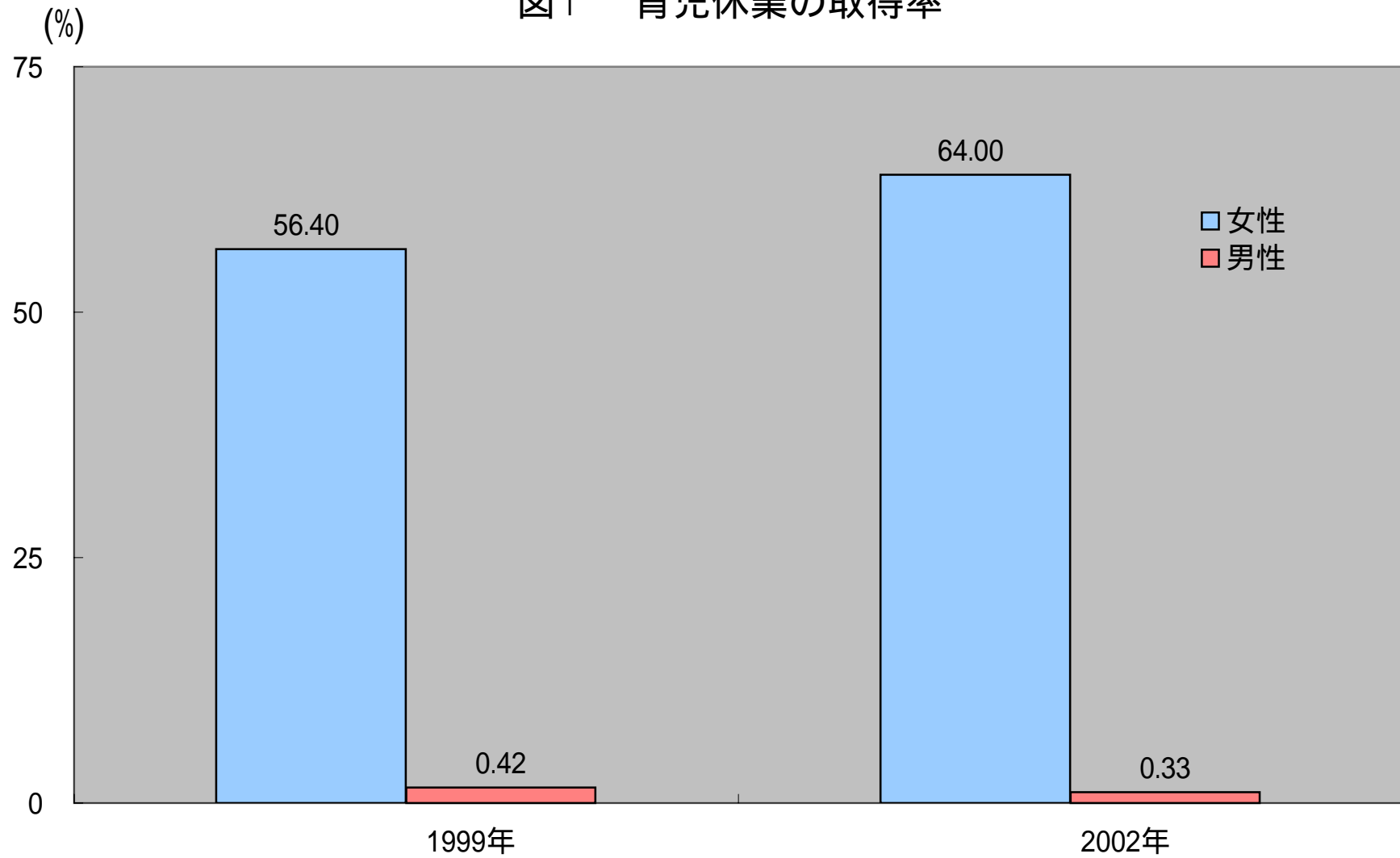
それでは妻の賃金の方が夫のそれより高い場合、育児休業は夫がとっているのだろうか。右図はこの点を調べたものである。それによると育児休業の取得率は賃金の高い妻の方が依然として高い。つまり賃金の多寡にかかわらず総じて妻が育児休業を取得している。「育児は母親の役割」という考え方が依然として日本の職場を支配しているのである。

女性の育児休業取得率が圧倒的に高いという事実は女性の多い企業から男性の多い企業へ目にみえない、“隠れた補助金”が支給されていることを意味している。企業間に厳然たる不公平が存在しているのである。この不公平を放置してよいのだろうか。

企業間の不公平を是正するためには男性にも育児休業の取得を実質的に義務づける必要があるだろう。たとえば父親が育児休業を取得しない場合に企業から特別の課徴金(ペナルティ)を徴収するのである。そのさいペナルティは父親に育児休業の取得を認めたほうが企業にとって結果的にペイするような金額とする必要がある。

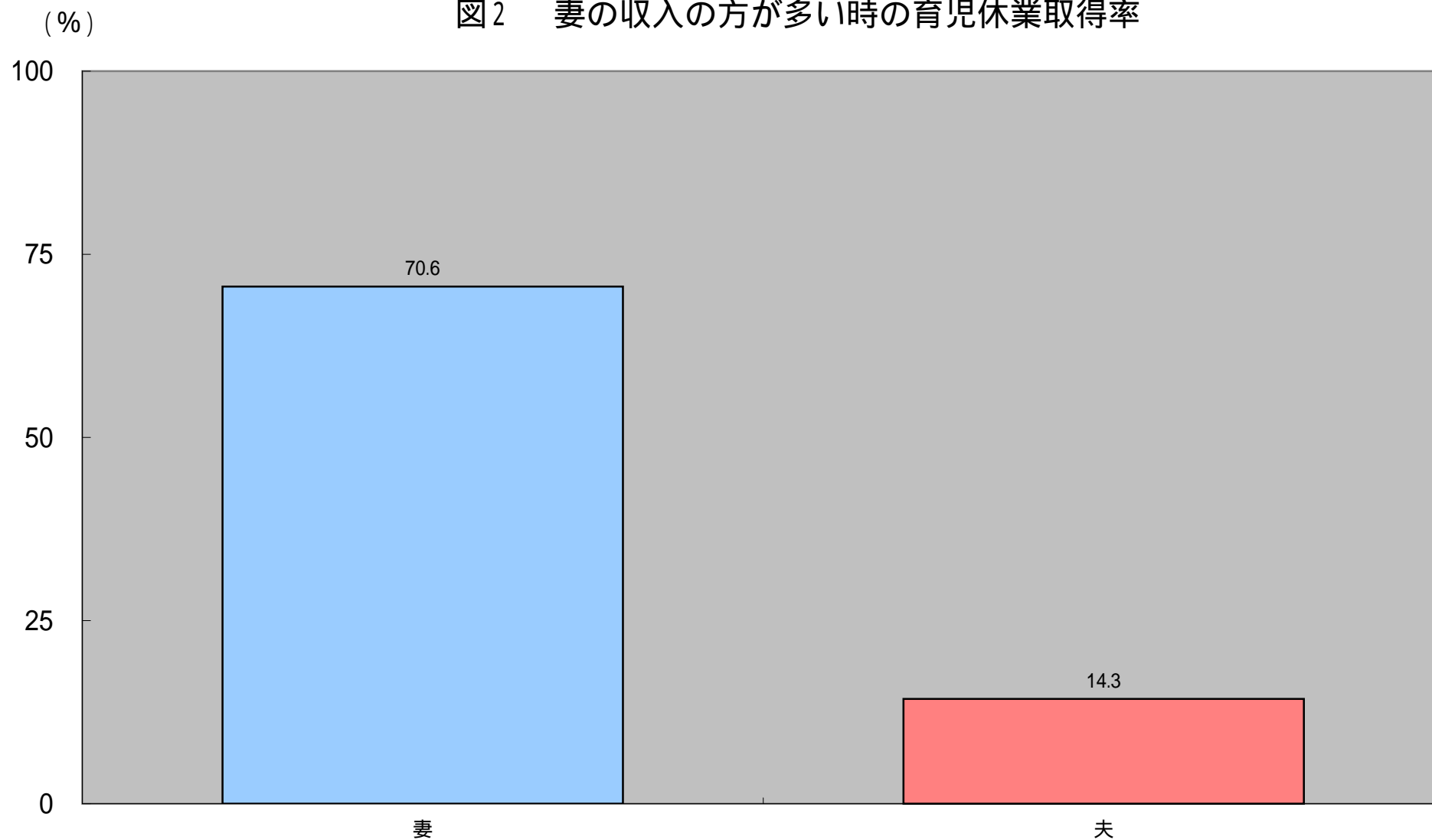
男性も育児休業をとるようになれば男性の働き方が変わる。それが日本における出生率反転のきっかけとなるだろう。

図1 育児休業の取得率



出所：厚生労働省『女性雇用管理調査』（5人以上）

図2 妻の収入の方が多い時の育児休業取得率



出所:ニッセイ基礎研究所「男性の育児休業取得に関する調査」2002年